

第3回静岡市・由比町合併協議会

会 議 録

平成19年10月9日

静岡市・由比町合併協議会事務局

- 1 開催日時 平成19年10月9日(火)午後1時30分から
- 2 開催場所 ホテルアソシア静岡 3階「葵」
- 3 出席者 <出席委員>
小嶋会長、望月副会長
鈴木委員、剣持委員、青木委員、横尾委員、市川源委員、藤浪委員、
佐藤委員、岩邊委員、小倉委員、豊島委員、市川彰委員(全13名出席)
- 4 議題
 - (1) 協議
 - ① 法による特例項目について
 - ② 一般項目について
 - ③ 合併基本計画について
 - ④ 住民説明会について
 - (2) その他
- 5 会議内容 以下のとおり

○事務局 それでは皆様、長らくお待たせいたしました。

定刻となりましたので、ただいまから第3回静岡市・由比町合併協議会を開催いたします。
なお、本日の会議には委員全員のご出席をいただいておりますので、ご報告申し上げます。
まず会議の開会に当たりまして、会長からごあいさつ申し上げます。

○会長（小嶋善吉） ただいまから合併協議会を開催させていただきます。

開会にあたりまして、一言申し上げます。

委員の皆様には、お忙しい中にもかかわらず、ご出席をいただきましてありがとうございます。
す。

さて、前回の協議会では、「合併の期日」を始め、一般項目のほとんどのすり合わせ方針を
決定いたしております。本日は、継続協議となっております「地方税」や「地域審議会及び地
域自治組織」、「組織及び機構」、「静岡市・由比町合併基本計画の中間素案」等について、
すり合わせ方針を協議、決定していきたいというふうに思います。

本日は前回から引き続き協議する項目などが予定されておりますので、限られた時間の中で、
委員の皆様方には、円滑な議事運営にご協力をいただきたいというふうに思います。よろしく
お願いします。

以上、あいさつとさせていただきます。

○事務局 次に、報道関係者の方へお願い申し上げます。これより議事に入りますので、カメ
ラ等による撮影につきましては、所定の位置からということでもよろしくお願いいたします。よ
ろしくご協力のほどお願いいたします。

また、委員の皆様方には、議事録作成の関係上、お名前をおっしゃってからご発言いただき
たいと思います。

それでは、ただいまから議事に入ります。議長であります会長に進行をお願いいたします。

○会長（小嶋善吉） はい。

それでは、次第に従いまして進めさせていただきます。

まず、前回決定しました項目の協議結果を事務局から報告いたします。そして、継続協議と
なっておりました「地方税の取扱い」、「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、「組織及
び機構」について、前回の協議会における意見をご確認いただいた後に、合併後に見込まれる
由比町のメリットについて、事務局から報告をいたさせます。

その後、継続項目となっております3項目について一括してご協議をいただき、「一部事務組
合の取扱い」及び「合併基本計画の中間素案」についての協議に移ります。

それでは事務局から説明をいたします。

○事務局 それでは資料の1ページをごらんください。

前回、9月6日開催の第2回合併協議会で決定いたしました「基本項目」、「法による特例

項目」及び「一般項目」の22項目につきまして、委員の皆様にご確認をいただくということでご報告させていただきます。

まず「基本項目」の2、「合併の期日」でございますが、「平成20年11月1日とする。」と決定しております。

次に、「法による特例項目」の6番、7番ですけれども、議員、農業委員会の定数任期については、「市町村の合併の特例等に関する法律の特例制度は適用しない。」となっております。

1つ飛んで9番、一般職の身分につきましては、「由比町の定数内の職員は、すべて静岡市の職員として引き継ぐものとする。職員の任免、給与その他の身分取扱いについては、不均衡が生じないよう公正に取り扱うものとする。」と決定しております。

次に、1つ飛んで「一般項目」でございます。

13番の「使用料、手数料等の取扱い」でございますが、「静岡市の制度に統一する。ただし、由比町独自の施設の使用料等は、当分の間、現行のとおりとする。」

次ページをお願いします。

14番の「国民健康保険事業の取扱い」ですけれども、「静岡市の制度に統一する。」

1つ飛んで16番、「特別職の職員の身分」ですけれども、「由比町の特別職の職員は、すべてその身分を失う。」

それから17番、条例・規則は、「静岡市の条例・規則等を適用する。ただし、各種事務事業の調整内容を踏まえ、必要に応じ条例・規則等の新規制定、一部改正等を行う。」

18番の公共団体等につきましては、「合併後の市の一体性の速やかな確立に資するため、各団体のこれまでの経緯、実情等を十分尊重しながら、法の趣旨に沿った調整に努め、可能な限り合併時に静岡市の当該団体に統合するものとする。」

19番、補助金、交付金等は、「静岡市の制度に統一する。」

20番、「行政連絡機構の取扱い」は、「静岡市自治会連合会に統合する。広報紙の配付等の行政連絡事務については、静岡市の制度に統一する。」

21番、「町・字名の取扱い」は、「由比町の町・字名は、清水区を冠したうえで、原則として現行のとおりとする。ただし、合併に際し、由比町の町・字名の変更が必要となった場合は、当該地域の住民の意思を尊重し、検討するものとする。」

22番の「各種福祉制度の取扱い」から27番の「教育制度の取扱い」までは、「静岡市の制度に統一する。」

28番の消防団につきましては、「静岡市消防団に統合する。」

29番の上水道につきましては、「静岡市の制度に統一する。」

30番の下水道事業につきましては、「合併後、地域の実情に適した処理方法を検討するものとする。」

31番の各種事務事業につきましては、「静岡市の制度に統一する。」と決定をいただい

おります。

続きまして、資料の3ページをごらんください。

継続協議となりました項目につきまして、前回の協議会で各委員のご意見をご報告いたします。

まず、8の「地方税の取扱い」でございますが、住民の不安の解消のため、5年度間の特例期間を適用されたいとの意見、あるいは行政サービス全体を考慮して判断する必要があるとの意見がございました。

次に、10の「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」についてでございますが、住民の不安の解消のために設置されたいという意見、それから他の組織等で対応可能、地域審議会等を設置する必要はないとの意見。

次に、15番の「組織及び機構」でございますが、蒲原地区同様の組織として、現在の役場に支所等を設置してほしいとの意見、それから行財政改革等の観点や市域全体のバランスを考慮する必要がある、それから、蒲原支所等の有効活用をとの意見がございました。

なお、前回配付させていただきました資料と同じものがございますが、継続協議の参考としていただくため、11、12ページに「地方税の取扱い」、それから13ページ、14ページに「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」、それから19ページから22ページに「組織及び機構」の資料をご用意をさせていただいております。これらの説明は省略させていただきます。

次に、先ほどの「地方税の取扱い」の中で、行政サービスの全体を考慮してということで、住民生活に関連が深い事業のうち、主なものの合併後に見込まれるメリットにつきまして、何点かご紹介をさせていただきます。

資料の4ページをごらんください。

まず、1の児童福祉でございますが、公立保育園の月額保育料です。単純に比較した参考ではございますが、右欄にございますように住民税非課税世帯までは各年齢の保育料負担額が減ることとなります。2の高齢者福祉につきましては、はり・きゅう、マッサージ費用助成事業につきましては、新たに年6回まで自己負担1,000円ではり・きゅう、マッサージが利用できることとなります。それから自動消火器給付では、新たに高齢者世帯などに無料で自動消火器の給付が受けられることとなります。それから高齢者住宅改造費助成事業では、所得制限はあるものの、住宅改造に当たって、新たに限度額100万円の補助が受けられることとなります。

5ページをお願いいたします。

3の障害者福祉ですが、外国人の障害者福祉金給付事業では、新たに月額2万7,000円の給付が受けられることとなります。重度身体障害者（児）タクシー利用料助成では、新たにタクシー利用料の助成が受けられます。重度心身障害児扶養手当では、新たに月額

3,000円の手当が受けられるようになります。

4番の融資制度でございますが、産業振興資金では、中小企業者の運転・設備資金として、新たに限度額2,000万円の貸付、1枚めくっていただいて、開業・転業支援資金では、新たに限度額800万円の貸付、中小企業者高度化資金では、新たに組合に限度額1億円の貸付などが受けられるようになります。また、勤労者教育資金貸付金利子補給制度におきましては、勤労者が労働金庫から受ける教育資金融資に対し、新たに2%以内の利子補給が受けられるようになります。

7ページの方をお願いします。

5番の漁港工事漁協負担金は、防波堤などの基本施設整備に充てている漁協負担金制度が静岡市にはないため、漁協者は負担減となる見込みでございます。

6番のごみ指定袋は、由比町ではゴミ袋に処理手数料が含まれているわけでございますが、合併後は処理手数料が無料となるため、負担は指定袋代のみとなり、例えば大きな袋では1枚当たり16円程度減額となる見込みでございます。7番、8番の資源ごみリサイクル活動奨励金では、集団回収する自治会などにキロ当たり空き缶2円、空き瓶1円、古紙類4円の奨励金が新たに交付されることとなります。

9番の水道各種手数料では、給水栓の使用及び中止または廃止手数料は無料、それから10番の水道加入者負担金では、静岡市は徴集をしておりませんので、これは無料となる見込みでございます。11番の奨学金では、高校生、大学生などの保護者は、新たに月額2万円等の育英奨励金などの利用が可能となります。

8ページをごらんください。

12番の自治会等の集会所建設費補助金や、13番の各区防犯街灯電気料補助金では、現在より補助率が拡大する見込みでございます。

その他、8ページから10ページにかけまして、不燃・粗大ごみの個別回収や、いつでも暮らしの問い合わせに答える電話によるサービスとして「コールセンター」が利用できること。スポーツ施設の利用、予約がインターネットで行えることなど、記載のとおり住民の日常生活の利便性が向上する見込みでございます。

なお、配付いたしました「静岡暮らしの便利帳」にも、ただいまご説明いたしました項目やその他の住民サービス、ご利用できる公共施設などが記載されておりますので、ご参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○会長（小嶋善吉） それでは、ただいまの説明を踏まえまして、継続項目となった項目につきまして、ご協議をお願いいたします。質問などでも結構であります。

はい、小倉委員どうぞ。

○委員（小倉忠一） 小倉でございます。

前回、経済界を代表したという意味で事業税並びに都市計画税の5年間延長ということに対するお願いを申し上げたものでございます。

ただいま、事務局からお話がありましたとおり、大変静岡市と合併することによるメリットが多いと。だから、その辺で了解していただきたいという話し合いが恐らく行われるだろうというふうに思われますが、私は、私の由比町の利点も少しお話をさせていただきたいと思えます。と申しますのは、先ほども出ましたけれど、漁協が大変負担が多いのも、今回の合併によって軽少するというお話がございますけれど、由比の港もあと一、二年で完成するわけがございます。皆さんはご存じだと思いますけれど、静岡県下に29の漁業協同組合がございます。この29の漁業協同組合が、近々4つの漁業協同組合に編成がえをされるというふうに伺っております。その中で、黒字経営をしておられる漁業協同組合というのは、焼津、由比、戸田とか、あるいは浜名とか等々を含めて、わずかの漁業共同組合が黒字でございまして、あとはほとんど赤字であると。皆さんの関係しておられます用宗も相当な赤字であるというふうに伺っております。しかも、由比の港に関しましては、ご存じのとおり地域ブランドである「由比桜えび」ということで、全国的に知名度は高まっておりますし、また、それ以外にご存じのとおり広重美術館を始め、さった峠とか浜石岳ということで、観光の件に関しましても、大変たくさんの方々が由比へ訪れているという点におきまして、将来的には由比の漁協を中心とした観光の面においても、非常に静岡市にとっては大変プラスになる材料がたくさんあるんじゃないかというふうに思っております。そんなことを含めまして、前回申し上げましたとおり、私は、蒲原が静岡市と合併するときに決定をいたしました5年間の延長というものを、できれば認めていただきたいというのが、今回の、私の再度のお願いでございます。どうぞ、静岡の皆さん方にご理解をいただきまして、ご決定いただければということでお願いを申し上げます。

以上でございます。

○会長（小嶋善吉） はい、どうもありがとうございました。

ほかにご意見、ご発言ありましたらお願いします。それに対してでもいいし。

はい、鈴木委員どうぞ。

○委員（鈴木和彦） あまり意見もないようではすけれども、小倉さんから先に静岡の意見を代弁してもらったようなところがありまして、本当に恐縮しているわけではすけれども、大変由比のメリットも、私もよく歩いておりますのでわかっておるつもりではすけれども、そのことはそのこととして、前回の合併協の延長線上にあるということではないという確認の中です、特例債もなくなってしまっているという中にありますので、できれば地方税の取扱いも静岡の一番最初の意見のとおり全体を考慮して、行政サービスも大変メリットも多いことありますのでね、ぜひ、静岡側の意見として繰り返しになりますけれども、できればお願いをしたいなという意見です。

それから、地域審議会の問題も、前回私も述べさせていただきましたけれども、今、蒲原で

も地域審議会を持っているわけですが、10年間の実施計画の検証という意味が非常に多くてですね、特に市長の諮問に対しての答申をもらうという事案も今のところありません。ですから、地域の皆さんがまとまっていただいでですね、意見を無にするということじゃありませんので、できればこの設置も必要ないのではないかなという繰り返しをさせていただきます。

それから支所の問題。今朝、新聞を見させていただきまして、由比の皆さん、全員協議会で町長に大変重い責任を負わせたなというふうに思ったわけですが、支所も前回は申し上げたとおり、蒲原に支所があるわけですので、ぜひ、この活用をいただければなというふうに思っております。繰り返しで済みません、特に意見もないようなんですから、そんなことを述べさせていただいて、お願いをしたいと思います。

○会長（小嶋善吉） はい。ほかにご意見ございましたら、ご発言をお願いいたします。

はい、豊島委員、どうぞ。

○委員（豊島智江） 由比町の豊島です。

今、最初に3つの案を鈴木さんの方で言ってくださったので、その言葉を借りまして組織及び機構について、ちょっとお願いを申し上げたいと思います。

前回の合併協議会でも、本当に恐縮ながら由比町に支所ということ、それから保健センターを残していただきたいということをお願いをいたしました。やはり由比町の皆様も、この合併協議会に対して関心を持っておられて、私が発言したこと、それから町長を始め由比町の委員が発言したことをすごく重きに置いておられて、本当に住民が高齢化の中で、支所がなくては困る、そういう住民サービスが突然切れてしまっは困るということ。それから、私が保健委員という立場の中で、保健委員会をこの間ちょっとやりましたところ、本当にこの保健センターの重要性を本当に認識している中で、こちらをぜひ置いていただきたいということ、私も再度お願いをされまして、きょうはこの席に座っております。本当に言われることはごもつともですし、今、改めてこのメリットを見させていただきまして、こういうふうに書いていただきますと由比町の町民も不安の中でも光を見出しながら静岡市に行くということもあるんだなということがわかって、高齢化の方とか障害者の方に対するメリットを確認はできますけれども、本当に、ぜひ、ぜひということで、お願いを申し上げたいと思っております。

○会長（小嶋善吉） はい、剣持委員。

○委員（剣持邦昭） 剣持ですが、今、全国的に大きな合併といううねりがかなり進んでいるわけですが、やはり、合併するという事は最大の目的である、いかに市民サービスを向上させるために行政として行革を進めていくかという、やはり大きなエンドレスなテーマに向かって、今、動いているんだと思います。したがって、そういう合併によるね、やはりそのメリットを最大限に発揮するためにも、なるべくなら、その蒲原でくられる支所の中でサービスが受けられるので、それでできないものかというのが、私は特に思います。いつだったか、新聞でも出てましたが、例えば駿河区が、今、相当人口が多い中で、安倍川から西側の用宗、今度

は支所になりましたが、わずか6万5,000人、人口6万5,000人で職員が3人しかいない長田ですね、長田ですよ。それで、パートとか非常勤で対応しているということで、非常にね、それでもサービスが落ちないようないろんな形でフォローしているわけですね。公民館あるいはいろんなサービスが受けられる住民の窓口のコーナーとか。そういった意味からするとね、先般、藤浪さんだったか、合併して当初は大変清水区の皆さんは不安に思っていたと。長い歴史が一旦幕を閉じて新しい静岡市に心配だという話があったけれども、しかし合併しているようなサービスが確かな現実として確認できて、何も心配要らないよというような話があったわけですがね、やはりそういった意味からすると、なるべく由比の皆さんのサービスを上げるために、できるだけやはり負担をどこかで、やはりしてもらおうということからすると、まず、その地方税の扱いについてもね、小倉委員からもありましたが、ぜひひとつその辺はご理解いただきたいと思いますし、あるいは支所機構についても、なるべくなら簡素な機構の中で、その余った財源を市民サービスの方に振り分けると。そういった意味からすると、清水区の中でも非常にいろんな施設が対応できますし、蒲原支所の中で対応もできるという部分もありますので、その辺で理解がいただけないものかなと、私は思います。

以上です。

○会長（小嶋善吉） 青木委員、どうぞ。

○委員（青木仁） 今、剣持委員の方から、行財政改革を進めるために合併をするんだから、できるだけ、地方税の問題だとか支所の問題はなくてもいいじゃないかというようなお話がございました。私は地方税につきましても、今、由比町で宅地並課税、まだこれがくすぶっております。これらの問題を解決するにはね、まだこれから非常に労力を要するなというふうに感じております。特に、駅から西の問題につきましても、これからまだ都市計画にのった宅地並課税、またもしかしたらそれがだめになって農地にしなければならない。それらの有効利用ということについては、私は、決まったことをぶり返すようでございますけれども、農業委員の問題なんかも取り上げていただきたい。ぜひ、その辺もお願いをしたいし、地域自治区の問題にいたしましても、私たち1万足らずのが70万の中に入って行くんですから、しかも、何年間、120年間近くですか、単独でやってきた町の人たち、この人たちが静岡市に入るということは、確かに長田地区は6万だか7万の人が3人ぐらいの支所というか、事務所でもってやっていただいておりますけれども、それとこれとまた一緒にしてもらっても、私、非常に町民がかわいそうだなという感じもいたします。気もいたします。ぜひ、この辺についても、支所という問題についても、ご検討願いたいと、この場でもってご検討願いたいとかように考えますし、できるだけこの合併にメリットはわかりますけど、合併のメリットがあるから私たちも合併ということに踏み切ったわけですけども、またデメリットもその裏にはあるということで、何年かすればそのデメリットがだんだんなくなってくるということが、私たちは感じておりますので、合併に踏み切ったわけなんです。その辺のことも考えていただいて、激変緩和の

ためにしばらくの間はどうしても支所も置きたいと、かように私は考えております。

以上です。

○会長（小嶋善吉） 岩邊委員、どうぞ。

○委員（岩邊泰） あの、前回からごめんなさい。由比町の岩邊です。

前回の協議会からですね、支所の問題について、由比町側の要望をそれぞれの委員から申し出ております。先ほど剣持委員の方から合併の本来の目的は、いわゆる市民サービスをいかにして向上していくかということ、行革をいかに進めるかっていうことが大前提にあるとお話をされました。私ももっともだと思っております。しかしながらですね、由比町120年の歴史の中で、非常に小さな町は町なりにですね、非常に町民と行政が密着をされた行政サービスをずっと行なってまいりました。そういう意味ではですね、合併即支所がなくなるということに対しては、住民が非常に不安感を持っていることは事実であります。私がですね、思っている中では、いわゆる県下の編入合併の中で、支所が設置されなかったっていう例はないように思っております。そのことはですね、協議会の場で各市なり各町がですね、いわゆる激変緩和っていうことをそれぞれ協議委員が理解をした上で、合併後の支所の設置というのが可能になったと理解をしているところでございます。

もう1つはですね、今、東海地震が叫ばれておりまして、いつきてもおかしくない状況になっております。由比町はですね、国の事業として地すべり対策工事が、今、行われておるところでございますけれども、寺尾・倉沢地区のあそこに主要道路が、東名・1号線と通っておりますが、本当に災害が発生した場合に、主要道路が寸断をされた場合に、由比と蒲原は静岡市から断絶をされる状況が起こらんとも限らんわけであります。本当に万が一災害が起こったときに、その対策をどうするかって考えたときに、私はですね、1つの方法として、いわゆる災害復旧物資の運搬に海を使って、船舶で由比港に入る、由比漁港に入るっていうのも1つの方法かなということも考えております。そうなったときにですね、支所があつて人数が配置されていた場合には、災害復旧というもので大分大きな活躍ができるのではないかと判断をしております。その意味でですね、いろんな方々がそれぞれ思いを出しておりますけれども、何とかしてですね、支所設置についてご配慮いただきたいという立場で発言をいたしました。

ありがとうございます。

○会長（小嶋善吉） はい、鈴木委員。

○委員（鈴木和彦） 鈴木です。

合併してね、町でもこの支所がないところはないという話がありましたけど、これは誤解をされちゃうといけないんでね。当初1市2町の合併協議会のときの話にさかのぼって申しわけないんですが、由比町さんに支所、それから蒲原町さんに文化センター、こういう位置づけであったわけですよ。ところが、由比町さんが合併をお断りになったんで、それでは蒲原町さんとの間で蒲原に支所を置かざるを得なくて置いたわけですよ。ですから、その辺の経過を

ね、入れといってもらわないと、何か今回の合併でね、静岡が無理難題言っているんじゃないかっていうふうなとらえ方をされても困ります。ですから、そこだけはさかのぼる言い方はしたくないんですけど、そういう事情があつて今回ね、こういう合併になっているんで、私たちもそのことをよく承知をしておりますけれども、そのことだけ頭に入れてもらわないと、何か静岡が無理難題言っているみたいでね、とられても困りますので、そこだけ頭に入れておいてください。お願いします。

○会長（小嶋善吉） 2年前にさかのぼりますと、蒲原、由比で1つ支所があればいいだろうということで一旦決着して、そういう話になったんです。ですから、今、由比町さんがおっしゃるように、また支所、支所と言われると2つになっちゃうんですよ。それはやはり我々からすると、行革に反するし、もともと1つでということを決まっていたんじゃないかというふうな気持ちで我々の方は言っているということを知っておいてください。

どうぞ、望月副会長。

○副会長（望月俊明） 副会長の望月でございます。

きょうの資料の中に、由比町が合併後、静岡市さんの住民サービスが受けられるという、これほどたくさんの方のこうした住民サービスを得られるということについて、本当にありがたく、私も早速町の方に帰りましたら、町民にはよくこの辺について説明をしていきたいなというふうに思っております。

今、幾つかの協議を、一緒に協議しているわけではありますが、特に私どもが先般も全員協議会を開催をさせていただき、議員からもいろいろな意見をいただいた中で、新聞の見出しに静岡市さんには大変申しわけないでありますけれども、由比町の気持ちとして支所については、ぜひ、設置していただきたいという旨の新聞記事が報道されていたかと思っております。過去の経緯につきましては私も深く反省をし、皆様におわびをしているわけであります。

したがって、本当に今回、そういう状況を知っている中においてさらにまた支所を設置してほしいということは、非常に静岡市側からとれば、由比町さん虫がいいではないですかというふうにおしかりを受けることは重々承知の中でございます。しかしながら、町をあずかる立場として町民が合併をしたときに、必ず不都合としてその不安がいろいろな面に出てきまう恐れがあるということについては、町をあずかる立場としてこれはぜひ、永遠にこの支所を設置してほしいということは申し上げる立場ではございませんけれども、やはり合併直後、由比町の町民が静岡市の一員としてなれるまでの間、当分の間という表現では申しわけないかもわかりませんが、そうした間においては、ぜひ由比町のこの合併するという激変を緩和していただく措置の1つとして、支所の設置をしていただきたいなというふうに思っております。

私たちは、静岡市の皆様に大変迷惑をかけ、また特に清水区蒲原地域の皆様には、本当に迷惑をかけたなというふうに感じております。そうした経緯が、由比と蒲原は同じ、静岡市から

見れば同じ地域として見えることでありましょけれども、120年にわたり違う自治体として生きてきております。ともに手を携えながら、協力し合いながら生きてきているわけでありましょけれども、違う自治体で生きてきているということと、前回の合併協議会の中で、由比町があのような形でご迷惑をかけたということが、やはり、住民感情の中で蒲原の皆様にも残っているのではないかとこのように思っております。そうした感情を少しでも、1つになれるまでの間、しばらくの間という、当分の間と申しますか、その間、ぜひ、静岡市さんのそうした実情をご理解していただいて、寛大なるお考えを示していただけると、私はありがたいと思っております。そんな意味で、蒲原には支所があり、由比にまた支所をつくるということについては問題という形の静岡市さんの考えもわかるわけでありましょけれども、こうした特別の事情の中、由比町が安心して静岡市さんにお世話になるということと、ぜひ、私としても町民にしっかりと説明していく意味においては、当分の間、由比町の役場、私は立派な役場だと思っております。耐震性にも優れ、非常に3階建ての立派な役場、あそこが今町民のよりどころとして来るわけでありまして、町民センターとそれから保健センター等があり、由比町の行政の中枢があのとこのところにそろっているわけでありましょ。ぜひそんな立地条件のよいところがございますので、ぜひ、ご理解をしていただきたく、再度支所の設置についてお願いを申し上げる次第であります。

よろしくお願ひいたします。

○会長（小嶋善吉） はい、市川委員どうぞ。

○委員（市川彰） 県の総務部の市川でございます。

今、支所の問題についてですね、それぞれ意見が分かれています、私、一委員としての意見を申し述べたいと思ひますが、これまでに県下の合併旧法では15回、15件行なわれまして、いずれも支所あるいは支所的な機能のものがどこにも設置をされた経過がございます。これはまあ、それぞれの協議会の中ではですね、通常の役場の業務というのは戸籍とか国保とか税とか、いろんな通常の町民生活、市民生活の部分をサービスするということと同時にですね、やはり、防犯であるとか、あるいは交通安全であるとか、あるいは地域福祉といった面について、やはり、市民、町民と行政が連携して、協働してやっていくというようなまちづくりについても、そのかなめになっている部分が大い。それから、やはりちょっと出ましたけれども、防災面でもですね、やっぱり役場の職員というのがかなり地域の防災の戦力になっている例が非常に多いということからですね、やはりそこにもし災害があったときに、その地域のことに精通している人間がいないと、なかなかその地域の防災っていうのはですね、災害があったときに大変なことになるっていうような、いわゆる第一次的な情報の部分も大いと思ひますが、そうしたことでですね、やはり支所あるいは支所的な機能というのは置かれているという状況でですね、過去、この静岡市と由比町との合併が破綻したときの、もちろん経過も十分理解はしておりますけれども、県としてもとひますか、私、委員としてはですね、で

できれば由比町に支所あるいは支所的な機能というものを置いていただければ、県としてもありがたいなという気持ちでございます。

以上でございます。

○会長（小嶋善吉） はい、ほかにご意見はございますか。

はい、豊島委員どうぞ。

○委員（豊島智江） まことに心強い意見をいただきましたけれども、やっぱり、私と町長は2年前の合併協議会にもここに座っておりまして、本当におっしゃるとおりだと思っておりました。ただしかし、町長が言うように、由比町の町民は独自に120年という歴史の中でやってきたということ。それから、本当に先ほど町長が言うように当分の間ということ、そこをかんがみて、いろんな機能を残していただいて、それに町民が慣れるという、そういうことは大変必要だというふうに思っております。防災の件も、それから保健、高齢化の中におります町民のことを考える中で、やはり突然、あそこにあの立派な町の庁舎があるにもかかわらずそこがなくなって、今まで歩いて行ったところをバスなり電車なりということを考えますと、本当に心が痛くなる思いでございます。ぜひ、今言ってくださったことも踏まえて、静岡市の委員の方にはお願いを申し上げたいと思います。

○副会長（望月俊明） ちょっと会長、よろしいですか。いいですか。

支所の問題で、今、意見を述べさせていただいておりますけれども、冒頭うちの方の小倉委員の方からですね、町税の関係の、不均一課税の関係等のお願いをさせていただきましたけれども、私どもも総合的にこの支所の問題が非常に大きなウエートを占めておりまして、すべて大事に議論をしているんですけれども、この不均一課税の問題を5年間という間静岡市さんにお問い合わせをするについては、ちょっと虫がよすぎるかななということも思っております。しかしながら、腹の底では蒲原町さんが、旧蒲原町さんが合併をして残されている期間、22年度末だと思いますけれども、それまでの間、できたらお認めいただければ由比町としては大変ありがたいんですけれども、5年間とは言わず、21年、22年2年間、ぜひご理解をさせていただきたくお願いしたいなと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○委員（横尾泰治） 先ほどですね、隣の青木委員の方から少し発言がありましたけれども、農業委員の件でちょっとお願いしたいんですが、今、これからちょっと暫時休憩に入るといような発言があったもんですからこの辺でお願いしたいんですけどね、由比町ではですね、農地の宅地並課税、これについての関心が非常に高いわけです。特に農家の皆さんが大変気にしているところであります。こうした中でですね、リーダー的存在であります農業委員が由比町に全くなくなってしまうということになりますと、農家の皆さんの不安がさらに高まるのではないかと心配しておるところであります。農業委員の在任については、前回の第2回の合併協議会で特例制度は適用しないということで決定しております。しかし、議会の方からも提案があったんですが、非常にこれはまた重いものがありまして、一応、決まったものはなかなか提

案しにくいんですが、ぜひ、この辺を再審議を提案をして、何とか由比町に1名農業委員の在任をさせていただけないか、この辺を再度ご審議をしていただくようお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○会長（小嶋善吉） それでは、大体ご意見も出尽くしたようだというふうに思いますので、ここでちょっとしばらく休憩をとりたいんですが、その前に今、横尾委員からお話がありました、「農業委員会委員の定数と任期の取扱い」について、前回は由比町の場合には適用しないということになったんでありますが、この前、ちょっと私も途中でいかなんもんかという、ちょっと言ったことも実はありましたんで、このことを1回決定をいたしました、再度協議することと、これも含めてですね、協議することといたしたいと思いますが、いかがですか、いいですか。

それではこの件も含めてですね、今、継続項目についていろいろご意見がございましたが、一度ここで暫時休憩して、意見の取りまとめをしたいと思いますので、よろしく願います。20分間休憩いたします。再開は2時33分。

〔休憩 14時15分〕

〔再開 15時45分〕

○会長（小嶋善吉） 休憩前に引き続きまして再開いたします。

それでは、私の方から今協議をした内容について確認して発言させていただいてよろしいですか。よろしいでございますか。

〔「はい」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、休憩前に議題となりました、4つの項目につきまして、次のとおり決定をさせていただきますのでお聞きいただきたいと思います。

まず「地方税の取扱い」については、「静岡市の制度に統一する。ただし、由比町の区域については、市町村の合併の特例等に関する法律第16条第1項の規定により、合併の属する年度及びこれに続く2年度に限り、すなわち平成22年度までは事業所税を課税免除し、都市計画税の税率を0.2%とする。」

次に、「地域審議会及び地域自治組織の取扱い」については、「地域審議会及び地域自治組織は設置をしない。ただし、由比地区からの意見交換の要望について配慮をするものとする。」と。

次に「組織及び機構」については、「静岡市の組織及び機構に統一する。なお、激変緩和のため、由比町の区域に平成20年11月1日の合併期日から平成21年3月31日までは、規模や機能を検討し、支所的機能を設置する。その後は支所的機能を段階的に縮小し、当分の間事務所を置くものとする。」ということでございます。

次に、「農業委員会委員の定数及び任期の取扱い」につきましては、「由比町農業委員会は静岡市農業委員会に統合する。ただし、市町村の合併の特例等に関する法律第11条第1項第

2号の規定により、由比町の農業委員会の選挙による委員のうち1人は、静岡市農業委員会の委員の残任期間に限り、引き続き静岡市農業委員会の選挙による委員として在任をするものとする。」ということで再議決してよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい。

なお、「組織及び機構」に関しましては、先ほど申し上げたとおりでありますけれども、由比町民の不安解消に向け最大限の努力をしてほしい旨の意見、要望が出されましたので、これを附帯意見といたします。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい。

それでは、そのように決定をさせていただきます。

次に移ります。「一部事務組合等の取扱い」について、事務局に説明を求めます。

○事務局 資料15ページをごらんください。

一部事務組合は、地方自治法第284条に基づく組合でございまして、事務の一部を共同処理するため、協議により規約を定め設けられたものでございます。

由比町が加入する主な一部事務組合等は、記載のとおりでございます。

このうち、旧蒲原町との合併に伴い静岡市が加入した主な一部事務組合は、3組合でございます。また、由比町が加入しております一部事務組合といたしましては、職員退職金の積み立てや支払いを常務とする静岡県市町総合事務組合がでございます。

次に、2の法定協議会でございますが、地方自治法に基づく協議会として、「静庵地区広域市町村圏協議会」がでございます。

これは、静岡市と由比町、富士川町により、広域市町村圏の振興整備に関する計画の策定などを目的として設置され、毎年、協議会を開催をしております。

16ページをごらんください。

3の任意協議会についてでございますが、地方公共団体のみで構成されているもの、静岡市・由比町以外の団体が構成員となっているもの、住民生活に関係の深い事務の処理を目的としたものであり、主なものはごらんのとおりでございます。

4の財産区、5の公社については該当がございません。

6の第三セクターにつきましては、由比町がケーブルテレビ関連事業に出資しております。

以上で、一部事務組合等につきましてご説明いたしました。一部事務組合につきましては、合併の期日が平成20年11月1日と決定した前回の合併協議会の後に、静岡市、由比町、富士川町及び同じ期日に富士川町と合併をする予定であります富士市を交え、富士市の意見も参考としながら、具体的に協議中でございます。

17ページをごらんください。

このことから、共立蒲原総合病院組合及び庵原郡環境衛生組合や庵原地区消防組合につきましては、次回に方針案を提案させていただきます。

その他の法定協議会などの取扱いにつきましては、「県道富士宮由比線・市町道富士川由比線道路組合」は、道路建設の期成活動を主に行ってきた組合でございます。既におおむね目的が達成されたため、「県道富士宮由比線・市町道富士川由比線道路組合につきましては、合併の日の前日までに解散するものとする。」となります。

次に、由比町が加入しております「静岡県市町総合事務組合」につきましては、合併後に由比町の職員は静岡市の職員となりまして、同組合に加入する必要がなくなるため、「静岡県市町総合事務組合につきましては、由比町は合併の前日をもって脱退するものとする。」となります。

次に、法定協議会でございますが、静庵地区広域市町村圏協議会の構成町である由比町が、静岡市と富士川町が富士市と合併し、地区の構成団体が静岡市のみとなりますので、「静庵地区広域市町村圏協議会につきましては、合併の日の前日をもって廃止するものとする。」となります。

次に、任意協議会におきましては、加入の必要性を合併後に静岡市として判断するため、「その他の事務の共同処理につきましては、由比町は合併の日の前日をもって脱退し、静岡市の加入が必要なものについては、合併後に加入するものとする。」となります。

さらに、第三セクターにつきましては、由比町が出資しているケーブルテレビ事業につきまして、放送事業に変更がない限り必要があるため、「第三セクターについては、当面現行どおりとする。」となります。

なお、先ほど申し上げましたように、共立蒲原総合病院組合、庵原郡環境衛生組合及び庵原地区消防組合の取扱いにつきましては、次回に提案をさせていただきます。

説明は以上でございます。

○会長（小嶋善吉） はい。

ただいまの説明に対し、ご質問等がありましたら、ご発言お願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、方針案のとおりとして、よろしゅうございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） はい、ではそのようにさせていただきます。

次に、「合併基本計画の中間素案」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 合併基本計画の別資料をごらんください。静岡市・由比町合併基本計画の表紙を1枚めくっていただきますと、目次がございます。前回の協議会におきましてはローマ数字の

I から V につきまして、ご説明をさせていただきました。前回の協議会におきまして合併の期日が決定したことから、今回は両市町担当での調整、県との内協議を経まして、6 番の県事業の推進及び 7 番の財政計画につきまして、ご説明をいたします。

それでは、15 ページをごらんいただきたいと思います。

静岡県が実施を予定してる事業は、「地すべり対策事業」を始めとする 7 事業がございまして、記載のとおりでございます。

次に、16 ページをごらんください。

財政計画につきましては、市町の財政担当部門で普通会計ベースで推計し、平成 20 年度から 24 年度までの 5 年間の歳入と歳出の見込額を記載してございます。

歳入につきましては、名目経済成長率から推計した地方税や、歳出推計額に連動した国・県支出金、市債などを盛り込んでございます。

歳出につきましては、定員管理計画を踏まえたことや、公共事業関連経費のうち補助・直轄事業の 3% 減と見込んだことなどを盛り込んでございます。そして、歳入、歳出総額でみますと、5 年間で 1 兆 3,614 億円となっており、このうち投資的経費は歳出の中段に記載してございますが、3,288 億円となっております。

今回の基本計画の概算事業費は、由比町の区域で行なわれる事業を基本にまとめており、13 ページにございますように合計で 43 億 8,700 万円となっております。

なお、この概算事業費は前回の協議会におきましては、51 億 9,400 万円と記載をしてございましたが、財政計画を普通会計ベースで算定をしてございますので、概算事業費につきましてもこれにあわせ、普通会計のみの合計額として、43 億 8,700 万円と改めさせていただきます。

以上で、合併基本計画の中間素案を説明させていただきました。

なお、この合併基本計画は、県との事前協議、住民説明会を経まして、次回の協議会に最終案を提案させていただきます。

説明は以上でございます。

○会長（小嶋善吉） ただいまの説明に対し、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。いいですね。

それでは、ただいまの「合併基本計画の中間素案」は、原案どおりとしてよろしゅうございますでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） それでは、提案された「合併基本計画の中間素案」については、原案どおりといたします。なお、この合併基本計画の中間素案は、今後、県への事前協議、住民説明会を経て、意見等を反映させたいうえで、次回の協議会におきまして、決定をしていただきたいと思います。

次に、「住民説明会の開催」について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 協議会資料の23ページをごらんいただきたいと思います。

住民説明会は、合併協議会の協議の成果を住民に説明し、理解を深めていただくとともに、意見交換の場を設け、総体として住民意向を的確に把握した上で、合併の是非判断に臨むために実施されるものでございます。

平成19年11月10日の土曜日に午後3時から清水区役所を会場に、同日の午後6時30分から由比町中央公民館を会場に実施をいたします。

出席者でございますが、会長及び副会長は出席をしていただきますが、委員の皆様には、できる限りご出席をいただきますようお願いをいたします。

進行方法は記載のとおりでございますが、説明に30分程度、意見交換等に1時間程度を見込んでおります。3の確認事項にありますような進め方とさせていただきます。

また、当日の説明資料でございますが、24ページにありますように、合併の効果や協議状況、合併基本計画を盛り込む予定でございます。なお、この資料は事前に両市町の各世帯に配布をする予定でございます。

説明は以上でございます。

○会長（小嶋善吉） はい。

ただいまの住民説明会の説明につきまして、ご意見等ございますか。質問等。いいですか。

はい。それでは原案どおり、この住民説明会は開催させていただきますので、できるだけのご出席をお願いいたします。

それでは、最後に「その他」として事務局から何かありましたら、発言をお願いします。

○事務局 事務局からお知らせをお願いします。

今回の協議会の日程でございます。合併の期日が平成20年11月1日と決定されたことから、電算システムの統合など、合併準備に時間を要するすり合わせ事務事業が発生をいたし、すり合わせを早めに開始して、円滑に移行することが重要となっております。そこで、第1回にお示ししましたスケジュールを前倒しをする必要が生じたので、ただいま、各委員さんと日程調整をさせていただいております。

委員の皆様には、次回協議会が決定次第お知らせさせていただきますので、よろしく願いしたいと思います。

○会長（小嶋善吉） それでは、以上をもちまして、第3回目の合併協議会を閉会とさせていただきます。

よろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長（小嶋善吉） どうも、ご苦労さまでした。